

◎佐賀県条例第16号

佐賀県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県都市計画法施行条例（平成15年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(条例で指定する土地の区域)</p> <p>第3条 法第34条第11号の<u>条例</u>で指定する土地の区域は、市町長の申出に基づき、次に掲げる基準に適合するものとして知事が指定した土地の区域とする。</p> <p>(1) <u>政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域</u> その他規則で定める土地の区域を含まないこと。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(条例で定める予定建築物等の用途)</p> <p>第4条 法第34条第11号の<u>条例</u>で定める予定建築物等の用途は、規則で定める1戸建ての専用住宅（区域外の道路及び当該道路から建築物の敷地に至る道路の幅員が6メートル以上である場合は、規則で定める用途）以外の用途とする。</p> <p>(条例で定める開発行為)</p> <p>第5条 法第34条第12号の<u>条例</u>で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1) 市町長の申出に基づき、次に掲げる基準に適合するものとして知事が指定した土地の区域において、規則で定める1戸建ての専用住宅を建築する目的で行う開発行為</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域</u> その他規則で定める土地の区域を含まないこと。</p> | <p>(条例で指定する土地の区域)</p> <p>第3条 法第34条第11号に<u>規定する条例</u>で指定する土地の区域は、市町長の申出に基づき、次に掲げる基準に適合するものとして知事が指定した土地の区域とする。</p> <p>(1) <u>原則として、政令第29条の9各号に掲げる区域</u>その他規則で定める土地の区域を含まないこと。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>(条例で定める予定建築物等の用途)</p> <p>第4条 法第34条第11号に<u>規定する条例</u>で定める予定建築物等の用途は、規則で定める1戸建ての専用住宅（区域外の道路及び当該道路から建築物の敷地に至る道路の幅員が6メートル以上である場合は、規則で定める用途）以外の用途とする。</p> <p>(条例で定める開発行為)</p> <p>第5条 法第34条第12号に<u>規定する条例</u>で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1) 市町長の申出に基づき、次に掲げる基準に適合するものとして知事が指定した土地の区域において、規則で定める1戸建ての専用住宅を建築する目的で行う開発行為</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>原則として、政令第29条の9各号に掲げる区域</u>その他規則で定める土地の区域を含まないこと。</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>オ～ケ 略 (2) 略 2・3 略 (条例で定める建築物の新築等)</p> <p>第6条 政令第36条第1項第3号ハの<u>条例</u>で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築又は用途の変更（以下「新築等」という。）は、<u>市街化調整区域のうち政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域以外の区域で行う建築物の新築等で、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> | <p>オ～ケ 略 (2) 略 2・3 略 (条例で定める建築物の新築等)</p> <p>第6条 政令第36条第1項第3号ハに<u>規定する条例</u>で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築又は用途の変更（以下「新築等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。